

30 国際第 1011 号

関税割当公表第 EU 3 号

平成 30 年度の経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定
に基づくうどん、そうめん及びそばの関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成 17 年農林水産省令第 12 号。以下「省令」という。）第 5 条の規定に基づき、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日 EU 協定」という。）に基づく割当ての対象となるうどん、そうめん及びそばの関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成30年12月21日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

うどん、そうめん及びそば（日 EU 協定 附属書 2－A 第 3 編 第 B 節 7 に掲げる TRQ－6 のうどん、そうめん及びそばであって、関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表第 1902. 19 号の 2 に掲げる物品のうち、うどん、そうめん及びそば）

2 割当数量 2 トン

3 通関期限 平成 31 年 3 月 31 日

第 2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省食料産業局食品製造課

第 3 関税割当証明書交付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間（行政機関の休日を除く。）

平成30年12月27日（木）から同年1月9日（水）まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第5 関税割当申請者の資格

うどん、そうめん及びそばの販売若しくは輸入を事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実と認められる個人事業者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間のうどん、そうめん及びそばの輸入実績数量等一覧表（別記様式1）

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間のうどん、そうめん及びそばの輸入計画数量等一覧表（申請時までの輸入実績を含む。）（別記様式2）

3 法人の登記事項証明書（個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。）

なお、上記書類に加え、申請の際、別添の「申請に係る問合せ先」に記入して提出すること。

第7 割当基準

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、1申請者当たりの申請数量は、2トンを上限とする。

1 申請数量の総計が第1の2に掲げる割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

2 申請数量の総計が第1の2に掲げる割当数量を超える場合

各申請者に対して第1の2に掲げる割当数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じて算出した数量を割り当てる。

なお、1及び2において算出された配分数量が1kgに満たない申請者に

対する配分は行わない。

また、配分数量の算出において生じた 1 kg に満たない端数は、これを切り捨てる。

第 8 配分結果の通知、関税割当証明書の交付及びその停止

- 1 関税割当証明書は、日 E U 協定の発効日（行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日）に交付するものとする。

なお、配分結果は当省ウェブサイトにおいて平成31年 1 月 30 日（水）までに公表するとともに、申請者ごとの配分された数量は割当期間の開始までに連絡するものとする。

- 2 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- (1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- (2) 申請者が本公表に違反したとき。
- (3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）をしたとき。

第 9 報告

割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。

第10 公表

次の事項を当省ウェブサイト（4 に掲げる事項については、経済産業公報及び通商弘報を含む。）において定期的に公表する。

- 1 配分された数量
- 2 返納された数量
- 3 消化（割当）率（第 1 の 2 に掲げる割当数量に対する配分された数量）
- 4 配分を受けた者の氏名又は名称及び住所

第11 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条）とする。

- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものとする。

- 3 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。（省令第4条）返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が第2に掲げる担当課に直接持ち込むものとし、やむを得ず送付する場合は、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

- 4 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 5 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

（別記様式）

農林水産省のホームページに掲載

(<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff4/eu2018/eu2018kohyo.html>)